

平成25年第7回 昭島市教育委員会定例会議事録

日時：平成25年7月18日
午後6時00分～午後7時11分
場所：市役所市民ホール

昭島市教育委員会

○委員長（紅林由紀子） それでは、皆様こんばんは。本日は、年1回の教育委員会定例会の夜間開催ということで、委員の皆様、そして事務局の皆さん、そして校長先生方、夕刻よりお集まりいただきましてどうもありがとうございます。よろしくお願ひいたします。

また、傍聴の皆様お越しいただきありがとうございます。本日は定例会終了後に傍聴の皆様との懇談も予定されておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。それでは、ただいまから平成25年第7回教育委員会定例会を開会いたします。

本日の日程は、お手元に配布のとおりでございます。

初めに、前回の会議録署名についてであります。既に調整を終わり、署名も得ておりますのでご了承下さい。

次に、委員会規則第19条の規定に基づく本日の会議録署名委員であります。3番の石川委員と4番の小林委員でございます。よろしくお願ひいたします。

続きまして、日程4 教育長の報告をお願ひいたします。

○教育長（木戸義夫） 7月の報告、8月の予定につきましてはお手元に御配布のとおりですのでよろしくお願ひいたします。

私のほうからは、6月21日に「いじめ防止対策推進法」が参議院本会議で賛成多数で可決、成立したということでその内容について若干説明させていただきたいと思ひます。

この法律は、公布から3カ月後に施行されるということになります。

まず、この法律の目的として、いじめ対策に関し、基本理念及び国の責務等を明らかにし、基本計画等の策定、その他のいじめ対策の基本となる事項等について定めることにより、いじめ対策を総合的に推進し、もって児童生徒等の権利、利益の養護並びにその健全な心身の成長及び人格の形成に資することを目的とする。としております。

「いじめ」とは、児童・生徒等が特定の児童・生徒等を心理的または物理的に攻撃する行為であつて、当該児童・生徒等に心身の苦痛または財産上の損失を与えるものと認められるものという。

「いじめ対策」とは、いじめを未然に防止し、いじめまたはその兆候を早期に発見し、及びいじめに関する事案に対処して、その適切な解決を図るための施策をいう。と定義されています。

そして、いじめ対策は次に掲げる事項を基本理念として行わなければならない。とて、1として、いじめがいずれの学校のいずれの児童・生徒等にも起こり得るものであることを踏まえて、いじめの未然防止を図ることを旨とするとともに、いじめまたはその兆候を早期に発見し、迅速かつ適切に対処することができるようにすべきこと。

2として、いじめは児童・生徒等の尊厳を害するとともに、犯罪その他重大な人権侵害となりうる行為を含むものであり、決してしてはならないものであることについて、児童・生徒等が認識することができるよう、その情操と道徳心を培い、規範意識を養い及び自尊心を育むべきこと。

3として、いじめに関する事案への対処においては、当該いじめを受けた児童・

生徒等の生命を保護すること及びいじめによりその心身に受けた影響からの回復を図ることが特に重要であることを認識すべきこと。

4として、いじめを受けた経験を有するものの意見が反映されるようにするとともに、いじめを受けているものの立場に立ち、かつその置かれている状況に応じ最大限に必要な配慮をすべきこと。

5として、いじめ対策を推進することが社会全体で取り組むべき課題であることに鑑み、国、地方公共団体、学校、保護者その他の関係するものの連携のもとに行われるべきこと。

6として、いじめの態様及び背景が地域によって、また個々の事案によって多様であることに鑑み、地域の実情に応じた効果的な施策が講ぜられるとともに、いじめ対策に従事するものによる対応が、個々の事案に即したものとなるよう不断の努力及び創意工夫がなされるべきこと。

7として、いじめ対策が、児童・生徒等から容易に認識されうるものとして行われるとともに、児童・生徒等がいじめ対策に積極的かつ主体的に参加することを確保すべきこと。

以上、7項目が基本理念として示されております。

そして、これらの基本理念にのっとり、国は、いじめ対策を総合的に策定し、実施する責務を有し、地方公共団体は、いじめ対策について国と協力しつつ当該地域の状況に応じた施策を策定し、実施する責務を有する。とされ、学校及び教職員は、いじめを受けた児童・生徒等を徹底的して守り通す責務を有し、弁護士会、人権養護委員協議会その他の関係団体は、国及び地方公共団体によるいじめ対策の実施に協力するよう務めなければならない。このようにされております。また、父母その他の保護者は子の教育について第一義的責任を有するものとして、いじめについての理解と関心を深め、地域及び学校におけるいじめ対策に参加し協力するよう務めなければならない。とされております。

そのほか、文部科学大臣に対し、いじめ対策の推進に関する基本的な計画の策定を義務づけ、教育委員会には国の基本計画に基づき、その所管に属する学校におけるいじめ対策に関する計画として、「地域いじめ対策計画」の策定を義務づけ、さらに学校においては、基本計画及び地域いじめ対策計画に基づき、当該学校におけるいじめ対策に関する計画「学校いじめ対策計画」を策定しなければならない。とされています。

そのほか、第三章では学校におけるいじめの未然防止、基本的施策、第四章では初動調査及び報告など、いじめまたはその兆候の発見及びいじめに関する事案への対処、第五章では学校におけるいじめ対策の実施状況の把握など、いじめ対策の実施の状況及び把握及び評価、第六章では文部科学省への「いじめ対策推進協議会」の設置や教育委員会への「地域いじめ対策委員会」の設置など、いじめ対策に係る体制の整備について、第七章では重大事案への対処についての文部科学大臣等に対する申し立て及び措置について、第八章ではいじめ対策啓発週間など雑則が、そして最後に第九章に、職務上知り得た秘密の守秘義務違反に対する罰則が規定され、全体で九章、43条の構成となっております。

以上、御報告とさせていただきます。なお、教育委員会名義使用承認はお手元にご配布のとおり3件でありますのでよろしくお願いいたします。

○委員長（紅林由紀子） はい、ありがとうございました。

ただいま教育長の報告が終わりました。ただいまの報告につきまして何か御質問や御意見などございますでしょうか。

小林委員をお願いします。

○委員（小林和子） こういういじめに対して基本的な施策が出たことはいいことかなとは思いますが。ただ、こういう政策とかいろいろ法案とか出たから、だからいじめがなくなるというものではないと思うんですね。やはり大事なことは、こういう今、国をあげていじめに対して、みんなが目を向けている、そのことによっていじめは絶対に許さないという、そういうみんなの視線が大事なのではないかと思います。

それでやはりこのいじめを見出すというのはなかなか難しいことで、今いろいろな事件になっていることも、大人の人ほとんど気づかなかったと、そういうようなことが言われています。それで、先ほど教育長のお話の中にもそういう兆候があったら見つけるというようなことが聞こえたんですが、やはりちょっとしたいじめによる子供の変化というようなことを、私たち周りのものが見逃さない、そういうことが大事ではないかと思えます。そのためにはやはり、まずは家庭の保護者が自分の子供に対して、些細な変化でもそれを気づく、やはり子供に目をよく向けていくということが大事なことです。それから地域の方たち、よく学校でも家庭でも気づかなかったことを地域の方が、よく通りかかる子供さんが、どうもいつもより暗い顔をしているので声をかけたらいじめられているというようなことをぼろっと口からこぼしたという話も聞いたことがあります。ということで、やはり地域の方々も学校や家庭で見えない姿の子供が見えるときがありますので、そういう地域、住民の方たちの協力も必要でしょう。また一番学校の当事者、学校に子供たちが通って来ているわけですから、その子供たちに対して、もちろん学校の先生方初め周りの関係する方々たちは、子供たちを見ているとは思いますが、さらにこういうことをきっかけに子供たちの本当に些細なことも見逃さないように、よく目を配って授業中とか表面には出ないような子供たちの姿をよく見ていくことも大事ではないかなと思えます。

どんなにいろんな法案ができて、やはりそれを実施していかなければ何にもなりませんので、わたしたち大人がよくそういうことを自覚して、子供たちをしっかり温かい目を持って、いつも見守っていくという姿勢が大事ではないかな、と私は思います。

○委員長（紅林由紀子） はい、ありがとうございました。

ただいまの御意見について何かございますでしょうか。

そうですね、本当に小林委員のおっしゃるように、法案ができておしまいということではなくて、むしろそれを契機にというか、周りの一人ひとりの大人がその自覚を持っていかなければならないというのは本当にそのとおりではないかなと思えます。

昨年あのような事件があつて、この法案ができたわけですがけれども、早速ついでこの間、名古屋で中2の生徒が自殺したのはいじめが原因ではないかとも言われ

ていますよね。そういったことも、やっぱりできたからそれは解決にすぐつながるわけではないということの、本当に一例なのではないかなと思いますけれども。

ほかに何か御意見などございますでしょうか。

はい、寺村委員お願いします。

○委員（寺村豊通） 施策は施策で、これはまた組織としてはやっていかなくちやいけないでしょうけど、やっぱり現場のいじめに対する対応の仕方ですよね、これはやっぱりなかなか素人と言っていいのかわからないですけど、我々程度ではわからないので、できるだけ狭い範囲で、やっぱりいじめに対する専門の方や何かを講師として招いて、年に一回とか何か月というところとちょっと無理もあるでしょうけど、そういった研修を常に重ねて、そういったいじめに対する把握を常に忘れないような対応というのは、やっぱり地域といいますか、我々の立場からだとそういったことが法案ができることよりもむしろ大事なんじゃないかなという感想です。

○委員長（紅林由紀子） はい、ありがとうございます。

ただいまの御意見につきまして何かございますでしょうか。

やはり、先ほど小林委員のお話しの中にもありましたけれども、やはり家庭であり地域であり、また学校であり、そういった兆候を早く見つける、そしてそれにどのように対処していくかということは、やはりみんなが連携してというか一丸となって勉強していかなきゃいけないんじゃないかなと私も思います。

私も保護者の一人でございますけれども、つつい自分の子はいじめられているかなという心配はあるんですけども、自分の子がいじめられているかなという心配というのは、割とにくいものじゃないかなと思うんです。けれども、それって先ほどのいじめというのは、受け手がいじめられていると思ったことからもうすでにいじめであるということもありますように、いつそういうふうな立場になってしまうかはわからないという部分もありますよね。そういう部分で、やはり家庭でも子供のいろいろなサインと同時に子供の話をよく聞かなければいけないなど自分に言い聞かせているようなところでもありますけれども、そういった環境をつくるということもすごく大事なんじゃないかなと。そしてそういうことをやはり、学校と地域と家庭とが一緒に学ぶ機会があると、なおいいのではないかなというふうに思いました。

ほかには何かございますでしょうか。

○委員（石川隆俊） 寺村先生の意見で、やっぱりいじめの心理学というのをよくきちっとどういうときに起こるかということ、広く知らしめるということがすごく大事だと思いますね。

あと我々のときはいじめはあまりなかったというふうに思うんです。だから最近どうしてこんなに起こってきたのかなと思うと。今言われた、自分の子供がいじめられるほうになるかもしれないと、これはありますよ。だから正義の味方をつらぬくというのは逆に危ないですね。常に人に対して潔癖でそういうふうになる人もいるし。

ただ、これいじめの心理学というのは最近は変わっているんですかね。何も学校だけじゃないですもんね。考えてみればもう会社、それから家庭でさえもありますよ、親から子供に対するプレッシャー。だからこれは広い範囲であるということをお我々はきちっと知ったほうがいいと思うんですね。よく親子の関係なんか全部いいものだと思うけれども、実は親が子供を知らぬうちに厳しくしちゃって、それが後になっていろんなことに跳ね返るというのはよく言われていますね。

○委員長（紅林由紀子） 少し時代が違うかも知れませんが、私は自分の小学校時代にはいじめはあったし、そのことでクラスの中で結構大げんかになったなというようなことも思い出すんですけども、ただ、そのいじめの心理学とかその構造というのは学んだほうがいいかなという気がしますね。本当にいろいろな社会のひずみがこう、ピンボール状にとか、会社であったいじめがその親の心をむしばみ、その親の心がむしばまれたことで子供に厳しくとか、いじめることで子供の心がすさみ、そのすさんだ心を持って、学校で子供がほかの子供をいじめるといった、そういった構図とか、連鎖反応とかね、そういう図式というのは私は必ずしもないとは言いきれないんじゃないかなというふうに感じます。そういう意味では社会全体が、やはり人に対して思いやりとか、人の尊厳を大事にするといったことがやっぱり非常に大事になってくるんじゃないかなと思います。なかなか難しいところではあります。

はい、小林委員をお願いします。

○委員（小林和子） 今のことに関連しますが、いじめとか暴力もね、よく子供で友達をたたいたり暴力をする子供というのは、全部が全部でないかもしれませんが、やはりその親御さんが子供さんを体罰とか、よくたたくと。親御さんがしているところをやはり子供が同じようにやっているというようなことは、よく見かけるしよくあることですね。

それと、先ほどの話に出ていた、いじめられていると思ったら実は自分の子供がいじめていたとか、そういうようなこともよくありますし、ずっといじめられていた子が、ある日突然いじめっ子になってしまうというようなこともあります。それでやはり、そういうときに、子供の話を親御さんがよく聞かなければならないんですが、その話を聞くときに、やはり自分の子供だけの話を聞いて、うちの子供がいじめられているってよく学校へそういう苦情を言っていたりしますが、よくよく話、両者をつき合わせてみるとそうではなかったというようなこともありますので、やはり親の対処の仕方と言うんでしょうか、親も冷静になって真実のところはどうなのかということ、やはりしっかりと見極めるとか、相手の話も聞いて事実をどういうふうになっているかというようなことも、ときには、もちろん一方的にいじめられているということがあって、自分の子は悪くないのにいじめられていると、そういうケースももちろんあります。でもそうじゃない場合もあるということで、親御さんはやはり子供の話を聞いたりするときに、その辺のところをよく見極める、そういうことは大事な事かなというふうに思います。

○委員長（紅林由紀子） はい、そうですね。ありがとうございます。

いずれにしろそういうことも含めて、やはりみんながそういうことについて、もっともっと学ぶ機会がなければならないなというふうに思います。この法律ができたことで、今後この市の教育委員会なり学校なりでも、やはりそういった先ほど「地域いじめ対策計画」という言葉が教育長のほうからございましたけれども、そういうものをつくっていくということになるということなんでしょうか。

○教育長（木戸義夫） 義務づけられていますからね。

○委員長（紅林由紀子） じゃあそれは、今後つくっていくということになるということですね。

○教育長（木戸義夫） はい。

○委員長（紅林由紀子） はい、わかりました。というようなことでございますので、またそういったものをつくっていく際に、またいろいろと御意見をいただければというふうに思います。

それでは、この件につきましてはほかによろしいでしょうか。

それでは、以上で教育長の報告を終わります。

それでは続きまして、日程5、議事に移ります。

議案第25号 平成26年度昭島市立学校で使用する教科用図書の採択について説明をお願いします。

○統括指導主事（稲富泰輝） ただいま上程されました議案第25号につきまして御説明いたします。

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律に基づき、平成25年第1回昭島市教育委員会定例会において、報告事項5号 平成26年度使用教科用図書の採択方法について提出し、原案どおり承認いただいたところであります。

まず、小学校・中学校で使用する教科用図書につきましては、平成25年度の定例会で承認いただいたとおり、平成25年度の使用教科書と、教科用図書と同一の教科用図書を使用する。一方、平成26年度に特別支援学級で使用する学校教育法附則第9条の規定による教科用図書を調査研究のうえ採択をさせていただくものになっています。

次に、採択方法についてでございますが、第5回定例会で御承認いただきました採択事項に基づき、特別支援学級で使用する学校教育法附則第9条の規定する教科用図書につきまして、固定制の特別支援学級が設置されております共成小学校、つつじが丘南小学校、田中小学校、昭和中学校、多摩辺中学校の調査委員会において調査研究を行い提出されました報告書を参考にして採択をお願いいたします。

なお、委員の皆様には事前に報告書を送付させていただいておりますが、各報告書につきましては、出席いただいております特別支援学級で使用する学校教育法附則第9条の規定によります教科用図書について、後ほど各校の調査委員会委

員長であります校長が出席しておりますので御説明申し上げます。
以上でございます。

○委員長（紅林由紀子） はい、ありがとうございました。

それでは、議案第 25 号につきましてただいま説明いただきましたが、初めに平成 26 年度に使用する昭島市立小学校・中学校教科用図書については平成 25 年度小学校・中学校で使用している教科書と同一の教科書を使用することという説明がございました。議案にそのように、その一覧が別紙で 2 枚載っていると思えますけれども、こちらのほうは、これで教科書を採択するという事によろしいでしょうか。

○委員（石川隆俊） お使いになっている学校の先生方からそれは全く結構であるという、問題はないわけですね。

○統括指導主事（稲富泰輝） こちらにつきましては学校のほうからは、使用について問題があるとかそういうことについて報告はありません。またこちらにつきましては同一のものを採択するという事でございますので御承知おきいただければと思います。

○委員長（紅林由紀子） ただいま説明があったとおりでございますが、御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」との声あり）

○委員長（紅林由紀子） それでは、御異議なしということでございますので、平成 26 年度に小学校・中学校で使用する教科用図書については原案どおり採択することといたします。

次に、特別支援学級の教科用図書については、学校ごとに教科用図書調査研究委員会を設置いたしましたという説明がございました。その調査結果として、平成 26 年度小・中学校特別支援学級使用教科書調査一覧表の報告がありまして、事前に委員の皆様にはお配りしてあると思えます。本日、各学校の教科用図書調査研究委員会の委員長であります校長先生方の出席をお願いしてございますので御紹介をお願いしたいと存じます。

○統括指導主事（稲富泰輝） それでは、きょう校務御多忙の中出席いただいております。順番に紹介させていただきます。
共成小学校、香積校長先生です。

○共成小学校長（香積信明） 香積です。

○統括指導主事（稲富泰輝） つつじが丘南小学校、石川校長先生です。

○つつじが丘南小学校長（石川博朗） 石川でございます。

- 統括指導主事（稲富泰輝） 田中小学校、高野校長先生です。
- 田中小学校長（高野秀子） 高野でございます。
- 統括指導主事（稲富泰輝） 昭和中学校、岩下校長先生です。
- 昭和中学校長（岩下伴雄） 岩下でございます。
- 統括指導主事（稲富泰輝） 多摩辺中学校、山下校長先生です。
- 多摩辺中学校（山下博一） 山下でございます。
- 統括指導主事（稲富泰輝） 以上で紹介を終了させていただきます。
- 委員長（紅林由紀子） はい。校長先生方どうもありがとうございます。
それでは、早速ですが特別支援学級で使用する教科用図書について説明をお願いいたします。
まず、最初に小学校の特別支援学級設置校であります共成小学校、香積校長先生からお願いいたします。
- 共成小学校長（香積信明） 共成小学校の香積でございます、よろしくお願いいたします。
26年度の特設支援学級の教科用図書の選定について御報告いたします。特別支援学級の子供たちの学習活動を円滑に進めるため、次のことを考慮して選定を行いました。
まず、1点目は、個別指導計画に基づいて児童一人ひとりの実態に応じた内容のものを選ぶということです。個別指導計画は、保護者の願いや子供の思いなども聞き入れ作成しているものですので、それに基づき児童の実態に即した指導を行うために教科書の内容を吟味いたしました。
2点目は、現在使用している教科書との連続性や系統性に配慮するということです。現在使用している教科書の内容をもとに次年度の学習内容として適切であるかということを考えていただきました。
教科によっては、通常学級で交流学习を行う児童もおります。子供が学習に対し意志意欲を持ち、自分にあった早さ、内容でじっくりしっかり学べるか、身近な題材内容を取り上げていて楽しく学べるかなどを考え、各学年、各教科ごとに選定をいたしました。
以上でございますのでよろしく御審議をお願いします。
- 委員長（紅林由紀子） はい、ありがとうございました。
ただいまの共成小学校の報告に関しまして、委員の皆様から御発言、御質問などございましたらここでお願いいたします。
特にはよろしいでしょうか。

小林委員、お願いします。

○委員（小林和子） 今の説明で、子供の個別指導に、児童の個別指導に合わせてということでございましたけれど、あと子供の興味関心ということで、そういうことから社会科のところでちょっと本を拝見させていただいて、初めての地図シリーズというので、中にドラえものの日本地図とか世界地図とかあったんですが、やはりこの辺は、子供たちの興味関心を引いて地図を学べるようにということでお選びになったんでしょうか。お願いいたします。

○共成小学校長（香積信明） はい、今御質問があったとおりになんですけれど、なかなか子供の実態に合わせると地図を学ぶというようなことも、興味を引かないとなかなか学べない児童もおりますので、このように子供の興味を引くものを選定いたしました。これは今年度も使っておりますので、来年度も引き続き使用したいなということで選定いたしました。

○委員（小林和子） ありがとうございます。

○委員長（紅林由紀子） よろしいですか。ありがとうございます。

ほかにはよろしいでしょうか。

それでは、続きまして、つつじが丘南小学校の石川校長先生よろしくお願いたします。

○つつじが丘南小学校長（石川博朗） つつじが丘南小学校校長の石川でございます。審議の経過についてお話しを申し上げます。

本校におきましても、子供たちの個別指導計画に基づき、児童の状況を鑑みて教科書の選択をいたしました。1年生については原則として毎年、文部科学省の刷る教科書をベースにして考えて選択をしております。低学年におきましては、絵、挿絵など視覚的に捉えやすいものを中心に選んでおります。中高学年におきましては、学習した題材をもとに、その後、体験につながるような内容のものを選んでおります。

来年度23人の在籍数を予定しておりますが、今現在もそうですが、特別支援学校「適」という就学の判断をいただいているお子さんも就学をしております。かなり知的に困り感の強いお子さんがあるわけで、そういう中でやはり個別の実態に応じて、原則は原則としてもまた使い分けていかなければならないというような状況もございます。

また、通常の学級から本校の知的学級のほうに移ってきているお子さんもいます。主にコミュニケーションのほうに、困り感が強いお子さんもいるわけでありまして。初めに申し上げましたが個別指導計画に基づいて一人ひとりの子供たちの実態に応じた教科書を採択しているということでこれらの本を選びました。

どうぞ御審議のほどよろしくお願したいと思います。

○委員長（紅林由紀子） はい、ありがとうございます。ただいまのつつじが丘南小学

校の報告に関しまして、何か御質問や御意見ありますでしょうか。

特にはよろしいですか。

はい、どうもありがとうございました。

それでは続きまして、田中小学校の高野校長先生よろしく願いいたします。

○田中小学校長（高野秀子） よろしく願いいたします。本校も保護者の願いをしっかりと聞き入れながら個々の持っている力の状況をよく見極め、個別指導計画というものを毎年つくっております。まず、その個別の指導計画に基づいた教科書を選び、そして今現在の伸び具合、これからどのように伸びていくだろうというその予想を交えて教科書を慎重に選びました。

その結果、本校はグループ別に、特に算数や国語については勉強することが多いんですけれども、まず子供たちの日常生活が生き生きと描かれているようなそういう絵がふんだんに使われているもの。また、教科によっては写真も取り入れられているものを基本に選びました。そして2つめに、ふりがなが原則としてついていること。グループによっては、ふりがなが大変重要になります。そして、なぜなぞとかしりとりとか、そういうものが中に入っていて、興味をずっと持続できるような工夫のあるもの。3つめに、本校は交流学习も大変活発に行っております。そういうことから通常級と一緒に勉強したときに並行的に学習できるもの、交流で使えるものということを中心に選びました。

以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（紅林由紀子） はい、ありがとうございました。ただいまの田中小学校の報告に関しまして何か御質問や御意見ありますでしょうか。

それでは、私から一つよろしいですか。ただいま交流学习がさかんだというようなお話をいただきましたけれども、例えば音楽とか図工については、通常学級と同じ教科書を使っていらっしゃるということですが、こういった部分で音楽や図工で交流学习をされるということもよくあることなんでしょうか。

○田中小学校長（高野秀子） はい、むしろ音楽や図工は交流学习を取り入れています。

図工については物づくりが非常に好きな子が多いものですから、同じ教科書を使っても、そばで助言があれば十分ついていける子供がたくさんおります。

○委員長（紅林由紀子） はい、わかりました。どうもありがとうございました。

ほかには何かございますか。

はい、小林委員お願いします。

○委員（小林和子） 家庭科なんですけど、合同出版の「子どもとマスターする49の生活技術」というなかなか興味ある本なんですけど、これは今年初めてお選びになりますか。今までも使ってたっしょいますか。

○田中小学校長（高野秀子） 今回の教科書は基本的に今までと同じものを使うようにしています。2つにおいては新しく変わっておりますが、家庭科については同じも

のでございます。子供たちが体験とかこのように家庭科室で、これも通常級と同じ学習する内容でございますのも興味深くやっております。

○委員（小林和子）　　すごく生活に役立つような内容なものですから、実際に学んで子供たちに随分活用されているわけですね。

○田中小学校長（高野秀子）　保護者にこれは喜ばれています。学期末になると必ず交流活動を取り入れるようにしております。

○委員（小林和子）　　ありがとうございます。

○委員長（紅林由紀子）　　よろしいでしょうか。そうですね、私もこの本、拝見しましたけれども、非常に大人でも勉強になるような大変役立つ本だなというふうに感じました。

それでは、ほかにはございませんでしょうか。よろしいですか。

それでは続きまして、昭和中学校の岩下校長先生よろしく申し上げます。

○昭和中学校長（岩下伴雄）　昭和中学校でございます。昭和中学校も生徒それぞれの課題を検討しまして個別指導計画を策定し、それにのっとって教科書を選んでおります。また、教科書の系統性を重視している、特に検定本で使えるものは基本的に使っていくということで、検定本がなかなか難しいところについてはそれ以外の書籍を選ぶ、そういうスタンスで今年のほうを選んでおります。ただ、検定本においても、指導要領で示された通常級の学習内容すべてを行うわけではございませんのでそのことは御承知おきいただきたいと思っております。

御審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（紅林由紀子）　　はい、ありがとうございました。

ただいまの昭和中学校の報告について何かございますでしょうか。

特にはよろしいでしょうか。

はい、ありがとうございました。それでは最後に多摩辺中学校の山下校長先生よろしく願いいたします。

○田辺中学校長（山下博一）　多摩辺中学校、山下です。本校の特別支援学級平成26年度の使用教科用図書の選定について調査報告をさせていただきます。

教科用図書の採択にあたっては本校に在籍する生徒の発達段階や障害種別程度及び生徒の特性を考慮して、生徒の興味関心を喚起するように工夫されているか、また、文字や表現、挿絵や写真など取り扱われている題材等が生徒にとってふさわしい内容であり、生徒が親しみや魅力を感じ、多様な感覚を活用するよう配慮をされているか等々調査研究し、選定したものでございます。

なお、本校は少人数であり、生徒の発達段階や障害等の程度は異なりますので、学年の枠を超えて複式で教科指導を行っています。また、生徒の学習の度合いや程度等により、一部の教科、具体的に申しますと国語・数学ですけれども、こちら

のほうは習熟度別に細分化して指導を行っております。従いまして、これらの図書も多くは1年間で活用するものが多く、毎年新たに採択し、全学年でそろって用いることが多いものでございます。来春本校に入学が見込まれている現小学6年生の学習状況の実態、学習内容あるいは使用している図書等を踏まえて、生徒一人ひとりが興味関心を持って意欲的に取り組み、学習の理解が深まるようにということで配慮して選定しております。

なお、社会科については3年間で、地理・歴史・公民の3分野を学習するというので、来年度は公民分野を中心に学習します。また、理科についても同様に3年間で化学・物理・生物・地学4領域について学習していくこととなりますけれども、来年度は化学・物理を中心とした学習を行うということで選定をしております。

どうぞ御審議よろしくお願ひいたします。

○委員長（紅林由紀子） はい、ありがとうございました。ただいまの多摩辺中学校の報告に関しまして何か御質問や御意見ございますでしょうか。

特にございませんか。

はい、わかりました。ありがとうございました。それでは、それぞれの担当の校長先生ありがとうございました。この後採択に関する審議に入りますので、先生方にはここでお引き取りいただきたいと存じます。本日は、お忙しい中お越しいただきまして本当にありがとうございました。

○委員長（紅林由紀子） それでは、特別支援学級の教科書について審議に入りたいと思います。先ほど特別支援学級設置校の各校長先生方から御説明ありましたように平成26年度に小中学校の特別支援学級で使用する教科用図書は、この表に載っているものを採択するというので御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」との声あり）

○委員長（紅林由紀子） 御異議なしと認め、平成26年度に小中学校の特別支援学級で使用する教科用図書についてはこの議案に示されています教科用図書を採択することといたします。

以上で、教科書採択関係の審議は終了いたしました。ありがとうございました。

それでは続きまして、議案第26号 昭島市学校給食費会計監査役員の委嘱について説明をお願いします。

○学校給食課長（沖倉正樹） 議案第26号 昭島市学校給食費会計監査役員の委嘱について提案理由及び内容を説明させていただきます。

昭島市学校給食費会計監査役員のうち、選出区分が市立学校のPTA連合組織の代表者である監査役員につきましては、昭島市公立小学校PTA協議会の選出に基づき委嘱を行っているところでございますが、この度同協議会からつつじが丘南小学校PTA会長の交代に伴う昭島市学校給食費会計監査役員の辞任及び補欠委員選出の申し出がございました。

このため、前つつじが丘南小学校PTA会長、長塚実氏の補欠委員として現つ

つじが丘南小学校PTA会長、枚方直裕氏を、平成25年8月1日から前任者の残任期間である平成26年7月31日までの間、昭島市学校給食費会計監査役員として委嘱したく、本議案を提出するものでございます。

以上、よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○委員長（紅林由紀子） はい、ありがとうございました。

議案第26号についての説明が終わりました。本件についての御質問御意見などお受けいたします。何かございますでしょうか。

特によろしいですね。

ということで、では、お諮りいたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」との声あり）

○委員長（紅林由紀子） はい、御異議なしと認め、議案第26号は原案どおりに決しました。

続きまして、議案第27号 昭島市民図書館協議会員の委嘱について説明をお願いいたします。

○市民図書館長（太田 勇） 議案第27号 昭島市民図書館協議会委員の委嘱について提案理由とその内容について御説明させていただきます。

昭島市民図書館協議会につきましては、図書館法第14条及び昭島市市民図書館協議会条例第1条の規定に基づきまして設置しております。

委員は、市民図書館協議会条例第3条及び同条例第4条の規程に基づき委嘱され、また、委員の定数は同条例第2条により10名以内、委員の任期は同条例第4条により2年とされております。

現在、第19期市民図書館協議会委員の任期が、平成25年7月31日をもって満了となることから、新たに委員の委嘱をいたしたく御提案いたすものでございます。

委員の構成につきましては、市民図書館協議会条例第3条に基づき、学校教育の関係者2名、社会教育の関係者3名、家庭教育の向上に資する活動を行う者1名、学識経験のある者2名、公募による市民2名の合計10名といたしております。

なお、委嘱する委員はお手元の資料のとおりでございます。悴田康之 中神小学校長、佐々信行 啓明学園中学校・高等学校長、有村宏美 拝島第三小学校PTA会長、赤沼香織 福島中学校PTA会長、西村厚子 青少年委員、軍司富子 おはなしボランティア、大串夏身 昭和女子大学特任教授、本多豊國 墨絵画家、野ヶ山正信 森田緑の両名が公募市民でございます。

委員の任期につきましては平成25年8月1日から平成27年7月31日までの2年間でございます。

なお、再任の委員は、悴田委員が2期目、佐々委員が3期目、西村委員が2期目、大串委員が2期目、本多委員が4期目、野ヶ山委員が2期目になります。

以上、よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○委員長（紅林由紀子） はい、ありがとうございました。
ただ今の件につきまして何か御質問や御意見ございますでしょうか。
特によろしいですね。新しい期として10名の方の委嘱ということですね。
それでは、お諮りしたいと思います。本件は原案のとおりを決することに御異議ございませんでしょうか。
（「異議なし」との声あり）

○委員長（紅林由紀子） はい、御異議なしと認め、議案第27号は原案どおりに決しました。
ありがとうございました。議案の審議は終わりました。本日は、協議事項はございませんので報告事項に移りたいと思います。
それでは、報告事項1 第31回子どもの主張意見文コンクール入選作品について説明をお願いします。

○統括指導主事（稲富泰輝） 報告事項1 第31回子どもの主張意見文コンクール入選作品について御報告いたします。

今年度で31回目となる子どもの主張コンクールの意見文を4月に募集を始め、6月から7月にかけて審査を行い審査員によってこのように決定されました。

募集の段階で、「まちづくり・地域社会」、「健康・福祉」、「学習」、「環境」、「働く・暮らす」の5点のテーマを示して、市内公立小・中学校に依頼しました。

小学校では400字原稿用紙2から3枚程度、中学校では3から5枚程度で意見文を作成し2,443の児童・生徒が取り組みました。その中から審査員会において主に主張、そして構成、記述の3点で審査し、小学校・中学校ごとに最優秀1名、優秀2名、入選12名を選出いたしました。入選候補者については資料を御覧ください。

審査経過につきまして、小学校は前向きである主張である作文、中学校では昭島市の将来に向けて主張した作文を選定し、両方とも実体験に基づいたものを選定いたしました。

なお、最優秀、優秀の児童生徒は、9月14日土曜日の午後に行われます昭島市役所市民ホール、この場で行われます「未来をひらく発表会」の第1部において表彰及び発表を予定しております。

以上でございます。

○委員長（紅林由紀子） はい、ありがとうございました。
本件に対する質問や御意見などございますでしょうか。第31回子どもの主張意見文コンクールのテーマ、審査、入選作品、その発表について御説明いただきましたが。
はい、石川委員をお願いします。

○委員（石川隆俊） 作文の長さは何字ということでございますか。

○統括指導主事（稲富泰輝） こちらにつきまして運営委員会のところで話題になりま

した。今までは3枚と5枚というふうに示したんですが、多少やはり3枚となると1,200字となりますので、小学生ではなかなか取り組もうと思っても難しいお子さんがいるということで、今年度は2枚から3枚程度というふうに改めております。ですので、幅を持たせることによって長い短いの課題には対応できたかと思えます。

また、中学校も5枚というふうに示していたところ、今年度は3から5枚というふうに少し改めましたところ、中学校1年生の応募も増えておりました。

以上、報告させていただきます。

○委員長（紅林由紀子） はい、よろしいでしょうか。

そうですね、その辺、中学校1年生の応募が増えたというのは大変素晴らしいことだなというふうに思います。そして、最優秀賞も中学校1年生だということで、大変タイトルからして非常に心強いタイトルで、ぜひ当日発表をお聞きしたいなというふうに思いました。

ほかに何かございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、ありがとうございました。これで、この件は終わります。

続きまして、報告事項2 第2回中学生英語スピーチコンテスト出場者について説明をお願いします。

○指導主事（岸 知聡） 報告事項2号 第2回中学生英語スピーチコンテスト出場者について御報告いたします。

昨年度に引き続き本年度も中学生英語スピーチコンテストを行います。昨年度同様、中学生が日ごろ感じていることについての主張を英語でスピーチする部門Aに加え、今年度は新たに教科用図書に記載されている英文を暗唱する部門Bを設けました。

部門Bでは課題文1として、第1学年教科用図書より「風呂敷」を。課題文2として第2学年教科用図書より「マザー・テレサ」をそれぞれ課題文としております。

今年度の応募者は昨年度の16名から大きく増え、部門A、B合わせて39名の応募がありました。応募者が多数のため6月の運営委員会において事前審査を行いました。部門Aにつきましては、スピーチ原稿の内容で、部門BにつきましてはCD等の録音内容で審査を行い、20名の出場者を選出しました。

出場者につきましては資料を御覧ください。

夏期休業期間中に、出場者は本市中学校ALT等による事前研修を受ける予定です。

中学生英語スピーチコンテストは、9月14日土曜日の午後に、ここ昭島市役所市民ホールで行われる「未来をひらく発表会」の第2部において行われます。

各部門において、当日の審査により最優秀、優秀、入選の表彰を予定しております。

以上でございます。

○委員長（紅林由紀子） はい、ありがとうございました。

本件に対する質問や御意見何かございますでしょうか。

第2回中学生英語スピーチコンテストということでございますが、昨年といろいろ改善というか、少し工夫をさらに加えていただいたことですが、この内容についてでも結構です。何かございますでしょうか。

応募者が非常に増えたということで大変喜ばしいことだなというふうに感じております。ちょっと1点少し質問させていただきたい部分があるんですけども参加資格というのがここにあります、これは昨年もあったものでしょうか。

○指導主事（岸 知聡） 参加資格につきましては昨年と同様になります。

○委員長（紅林由紀子） ああ、そうですか。はい、わかりました。

この参加資格については、これは中学校の先生方とかで話し合われてというか御意見を聞きながらつくられたものなんでしょうかとちょっとお聞きしたいんですけども、その意図というかその理由としましては、この資格がちょっと厳しいのかなというふうに私は個人的に感じまして、例えば英語圏で生まれて5歳を過ぎるまで英語を使う国にいたといても、例えば6歳、7歳の小学校に入るか入らないかぐらいまで例えばアメリカにいた子どもが、その後ずっと日本にいたら、そういったお子さんもちょっと知っていますけれども、必ずしも英語が得意ではないということもありますし、それが一つの資格というか制限になってしまうのはどうなのかなというふうに感じる部分もあります。

それともう一つは、例えば昭島でも、ほかほどではないにしても外国籍のお子さんとか親御さんが、どちらかが外国の方とかというような、日本語が比較的不得手、日本語ではうまくコミュニケーションが取れないけれども英語なら少しは自己表現できるといったようなお子さんもいるんじゃないかなというふうに、ちょっと私は想像の範囲内ですけれども感じておまして、そういう子供たちへのチャンスにもならないかなというふうに感じる場所もあって、この資格がちょっと厳しすぎるのかなというふうに感じる場所があるんですけども、その辺は中学校の先生方どのように受け止めていらっしゃるかちょっとお聞かせいただきたいんですけども。

○統括指導主事（稲富泰輝） 昨年度私のほうで担当しまして、そのときと今年も指導主事のほうで確認をしまして、その委員会のほうへ確認したということでやりました。その根拠としましては、英語スピーチコンテストというのうちの市だけではなくて各種全国大会というのもあります。例えばこの英語スピーチコンテストを昭島のところで意欲を持って、じゃあ全国大会応募しようといったお子さんがいらっしゃったときに、今度は全国大会に出られないといったことも考えられるということで、昨年度の初めのところで担当者が指針を示すときにこの全国大会に基づいて進めていくようにしました。

ただ、紅林委員長から御意見いただきましたので、これについては担当のほうと協議をして、また来年度の運営委員会のほうで諮るよう進めてまいりたいと思います。

○委員長（紅林由紀子） どうもありがとうございます。ということはこれ自体が全国レベルのスピーチコンテストの参加資格、こういった参加資格が、全国レベルの中学生向けの英語スピーチコンテストではこういう参加資格があるということなんですか。

○統括指導主事（稲富泰輝） 全国のものを参考にさせていただいて、これについては全国の方ほう毎年変わっておりませんので、そのようなものととらえていただければと思います。

○委員長（紅林由紀子） はい、わかりました。ありがとうございました。その点、ちょっと私も不勉強でよくわからなかったんですけどもよくわかりました。そういった日本語が上手でない子供のチャンスといった面もあるのかなというふうにもちょっと感じていましたのでそのように申しました。御検討いただければというふうに思います。
ほかにはございますでしょうか。

○委員（石川隆俊） こういうふうなコンテストというのは本当にフェアにやるというのはものすごく難しいと思うんですね。そもそも英語をしゃべる国にいた人は、それは上手に決まっているし、またもう一つの問題は誰かがこれは原稿をやっぴり見て直してあげることが必ずある、特に先ほど言ったネイティブスピーカーが手を入れるということがありますから、本当のことを言うと助っ人の力もかなり出てくるのが当然だと思いますね。実際、だからそういう力を借りながら登壇してうまくしゃべれるかどうかということでありましてね。

あとはだから発音もこれはやっぱり外国にいればうまくなるし、あるいは家庭にそういう環境があればうまくなるし、なかなか悩ましい問題があるんですけど、でもやっぱりある程度フェアにしないと、そういう恩恵に恵まれない人にとっては初めからハンデになっちゃうから、こういうふうにしたんだと思いますけどね。これは多少しょうがないんじゃないんですかね。

○委員長（紅林由紀子） わかりました、そうですね。はい、ありがとうございます。

今、石川先生がおっしゃったように、スピーチコンテスト、私もお恥ずかしながら大学のときに英語部におりましたので、ですけどもスピーチの分野にいなかったのスピーチコンテストに出たことはないですけども、友人のそういうコンテストを見に行ったりしたことはありますが、もちろん例えば帰国子女だったりとかして英語が流暢にしゃべれるとか、発音がすばらしいとかそういう部分が得になる部分がありますけれども、やはりその内容と例えば発音と、そしてやっぱりプレゼンテーション力というのはまたちょっと違って、そういった面でいろんな面から審査していただければ、必ずしもそういう外国に行っていた子が優勝するといったものではないなというふう感じたことがあるんですね。やっぱり発音が変でも、すばらしいことを言ってすばらしく訴えようとしている人のスピーチというのはついつい聞いちゃうという部分もありますので、その辺は、ぜひそういった面でも、いろいろな面からの審査をしていただければなというふう

に感じます。

ありがとうございました。それではほかにございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、この件は終わりたいと思います。ありがとうございました。

それでは、本日は報告事項3から9については資料配付のみとなっておりますが、事務局への質問などございましたらお願いします。

3は、昭島市教育委員会行事予定、4は、昭島市立学校適正規模適正配置についての答申に関する説明会の概要について。

5 平成24年度昭島市学校給食費会計決算報告について

6 平成25年度昭島市郷土資料室の特別開室とまが玉づくり教室について

7 第68回国民体育大会のデモスポ行事「インドアペタンク競技会」の開催結果について

8 子ども読書活動推進事業昭島市民図書館やまのかみ分室「つくってみようパッケージクラフト」の実施について

9 昭島市公民館主催事業について

ということでございますが、何かございますでしょうか。

特にはよろしいでしょうか。

すみません、私のほうから1点だけ。5の平成24年度昭島市学校給食費会計決算報告についてちょっと1点だけ御質問させていただいてよろしいでしょうか。

いろいろよく話題にもなります給食費の収納状況についてなんですけれども、資料2にその詳細が記されておりますが、前年度つまり24年度の収入未済額が、結構これは過年度分の累積と比べて割と多いのかなというような印象がありまして、現在うちなんかもそうですけれども、給食費は大体引き落としになっているんじゃないかなというふうに思うんですけれども、この数字自体が多い数字なのかどうなのかというのがちょっとわからないので、その辺を教えてくださいたいのと、この未納の部分については、例えばちょっと銀行の残高が足りなくて引き落としできないということは、よくあることだと思うんですけれども、そういった細かい積み重ねでこのような数字になっているのか、あるいはちょっと言葉は悪いんですけれども、確信的にというか払わない人が、金額が大きくてそのような人が何人かいることでこのような数字になってしまうのかというような、その辺の状況についてできれば教えていただければと思うんですけれども。

- 学校給食課長（沖倉正樹） 現年度の収納状況でございますが、収納率で申し上げますと、今年度は99.62となりますので前年度と全く同じ数字ということになります。果たしてこの数字がどうなのかということなんですけれども、22年度に比較しますと若干悪いということになります。それ以前と比べると少しいい状況というようなこととなります。未納者の内容ということなんですけれども、もちろんたまたま口座にお金が入っていないために、そのときには落ちなかったということで過年度分に繰り延べされて未納という扱いを受ける場合もございます。また確信的になさる部分もありますけれども、確信的になさっている方というのはほんの一握りの方ということで、大体が経済的な理由でお支払いになれない。経済的な理由がある場合には就学援助を受けられるわけなんですけれども、例えばたまたま申請時期

が6月、7月になってしまうと、4月から6月までは未納という取扱いになってしまいますので、そういったことによる未納分というのが比較的多いということでございます。

あと、本年度の特色といたしましては、本年度だけではないのですが、このところずっと過年度分については収納率が改善していると申しますか、収納額を増やしているという実績で来ていたのですけれども、本年度は児童手当からの未納金への繰り入れの部分で、これは国のほうの制度が変わった関係でそれをシステムに反映させるために、本年度につきましては1回目の児童手当の支払いから未納分に入れるということができませんで、最終回しか入れませんでした。例年未納分は、大体児童手当から直接70万円ぐらい入れさせてもらっているのですが、本年度それが17万円程度であった。それで、昨年32.6%だったものが、28.02%ということで5ポイントちょっと落ち込んでしまったというようなことが本年度の特色として上げられるかと思えます。現年度分についてはほぼ例年並みの状況なのかなというようなふうに分析をしております。

以上でございます。

○委員長（紅林由紀子） はい、わかりました。よくわかりました。御説明ありがとうございました。というようなことだそうです。

ほかには何かございますでしょうか。

特によろしいですか。

では、続きまして、その他の事項について事務局から何かございますでしょうか。

よろしいですか。

では次に、次回の教育委員会日程についてお願いいたします。

○庶務課長（柳 雅司） 次回の教育委員会定例会日程について、平成25年8月23日午後2時30分から市役所301会議室で行います。

以上です。

○委員長（紅林由紀子） はい、ありがとうございました。

次回は、8月23日2時30分からでございます。よろしくをお願いいたします。

それでは、ほかにはよろしいですね。

それでは、以上をもちまして本日の日程はすべて終了いたしましたので第7回定例会を閉会いたします。大変お疲れさまでございました。

平成 年 月 日

署名委員

3 番 委 員

4 番 委 員

調整担当